



2022年4月1日

N I T E (ナイト)

独立行政法人製品評価技術基盤機構

法人番号 9011005001123

化学品の安全データシート (SDS)

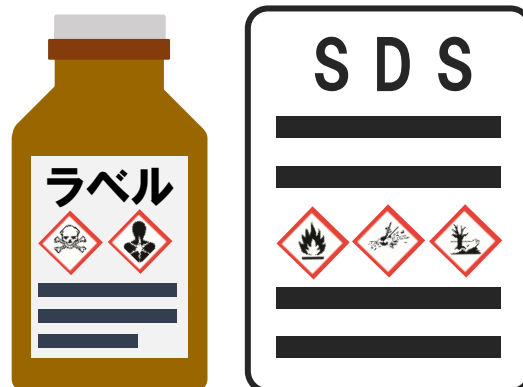
作成支援システムの運用開始

～正確な伝達を促進し、化学品が有するリスクの低減に貢献～

N I T E (ナイト) [独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：長谷川 史彦、本所：東京都渋谷区西原] は、化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) に基づく SDS (安全データシート) の作成を支援するシステムの運用を 2022 年 4 月 1 日 (金) より開始いたします。N I T E では 2021 年 4 月より、化学品 (混合物) の GHS 分類を自動で判定し、ラベルを作成する Web システム「NITE-Gmiccs (ナイトジーミックス)」を運用して参りました。この度の SDS 作成支援機能は、この NITE-Gmiccs の追加機能として新たに実装したものです。

近年、労働安全衛生法や化学物質排出把握管理促進法 (化管法) に基づき、SDS 提供が義務付けられる対象化学物質が増加する一方で、日本国内事業者の負担増加が懸念されています。N I T E は NITE-Gmiccs に SDS 作成支援機能を追加することで、事業者の負担を軽減し、化学品 (混合物) の正確な危険有害性情報の伝達を支援し、より安全な化学品の管理に貢献します。

1. GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals : 化学品の分類および表示に関する世界調和システム) とは、化学品 (純物質および混合物) の危険有害性の分類基準を定め、ラベルや安全データシート (SDS) といった情報伝達手段に関し、国際的に調和させるためのシステムです。国際連合 (国連) GHS 専門家小委員会において検討され、2002 年に国連 GHS 文書として策定



作成可能な化学品のラベル・SDS のイメージ

し、2003 年に発行されました。

2. 我が国では、より安全な労働環境や環境中の生物に配慮した化学物質管理を実現するため、取り扱う化学品に対して GHS に基づいたラベル表示や SDS 提供の義務を労働安全衛生法や化管法で規定しています。

3. 化学品を取り扱う事業者は、規定に基づき SDS を作成する必要があります。しかし SDS に求められる内容は、化学品の GHS に基づく危険有害性の要約だけではなく、安全な取り扱い方法、規制対象となる法律など、広範で専門的な知識を要する 16 項目に渡ります。また、労働安全衛生法や化管法において SDS 提供が義務付けられる対象物質は、今後、数 1000 物質増加する見込みであり、事業者のさらなる負担増加が懸念されています。

4. そこで N I T E は、昨年 4 月から運用している、化学品（混合物）の GHS 分類を自動で判定しラベルを作成する Web システム「NITE-Gmiccs (ナイトジーミックス NITE-GHS Mixture Classification and Labels Creation System)」に SDS 作成支援機能を追加し、2022 年 4 月 1 日(金)から 運用を開始しました。NITE-Gmiccs は、Web システムであるため誰もがいつでも Web を通して自由に使用することができます。

>> NITE-Gmiccs <https://www.ghs.nite.go.jp/>

5. NITE-Gmiccs では、新たに化学品の組成成分の法律規制状況(一部データは NITE-CHRIP (NITE 化学物質総合情報提供システム)を参照)、危険有害性に基づく注意書き文言などの SDS 要素を自動判定し、必要な情報を GHS で定められた SDS 様式へ出力することができます。N I T E は、NITE-Gmiccs の提供により SDS 作成コストの削減、また化学品の危険有害性情報の正確な伝達を促進し、化学品が有するリスクの低減に貢献します。

用語説明

※SDS (Safety Data Sheet, 安全データシート)

化学品の危険有害性や安全な取り扱い方法等をまとめた文書。

※労働安全衛生法

職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とした法律。特定の化学物質を取り扱う事業者に SDS の交付義務を定めている。

※化学物質排出把握管理促進法 (化管法)

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律。特定の化学物質を取り扱う事業者に SDS の交付義務を定めている。

※NITE-CHRIP（NITE 化学物質総合情報提供システム）

国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供している NITE の Web システム。労働安全衛生法や化管法等の対象化学物質のリストを掲載している。

>> NITE-CHRIP <https://www.nite.go.jp/chem/chrip/index.html>

2022年4月1日
NITE-Gmiccs機能改修！

NITE-Gmiccs

nite

GHS混合物分類判定ラベル / SDS 作成支援システム invented by METI
National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

GHS分類結果を
Gmiccsで自動的に
SDS様式へ

計算した混合物のGHS分類結果をGHS分類結果を
Excelファイル又はCSVファイルでSDS様式に出力します。



NITE-CHRIP

NITE化学物質総合情報提供システム

CHRIPと連携し
法律情報を
SDS様式へ

混合物の組成成分のCAS登録番号に基づき
一部のCHRIP法規制に該当の有無をSDS様式に出力します。

SDS様式の出力と法律情報の紐づけでSDS作成をサポート

お問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

化学物質管理センター所長 大下 龍蔵

担当者 中村、正木

電話：03-3481-1999

メールアドレス：chem_information@nite.go.jp